

## 朝霞市立朝霞第五中学校 部活動 活動方針

### \*部活動とは

部活動は、心身の成長する中学時代において、スポーツや文化を親しみ、同じ目的をもった人たちが互いに技能や知識を高め合い社会性を身につける大切なものです。積極的に部活動に参加しましょう。なお本校の部活動は希望加入制としております。

### 練習について

- 1 平日放課後の練習時間はおおむね2時間程度とし、最終下校時刻は以下の通りといたします。ただし水曜日の放課後は原則として、活動をしません。（大会前などは例外がありえます。）

	部活終了	最終下校
4月～ 新人戦	17:45	18:00
新人戦終了～ 11月	17:00	17:15
12月	16:30	16:45
1～2月	17:00	17:15
3月	17:30	17:45

- 2 定期テスト（中間・期末）前の7日間は、部活動停止期間とします。ただし、公式戦やそれに準じる大会等がある場合は、学校長及び顧問の判断により保護者の了解を得たうえで、職員会議等で確認して、活動を認めます。
- 3 修学旅行等、旅行行事(学年遠足も含む)の前日は、該当学年の生徒の活動は実施しません。
- 4 活動中の水分及び塩分補給以外の飲食は禁止です。
- 5 部室・練習場所の管理及び清掃は、各部で責任を持って行います。
- 6 活動中の各自の荷物は、活動場所に持っていき、終了後に教室に戻りません。
- 7 短縮日課中の練習は始まりの時間を事前に確認し、終了時間は部活動終了時刻にあわせませす。
- 8 活動終了時刻及び最終下校時刻は厳守とします。
- 9 朝練習は原則行いません。
- 10 活動の例外として以下のことがあります。
  - ・校長の承認により年4回の大会及びコンクールにおいて、その開催日の前2週間に限り（定期テスト前の部活動停止期間は除く）規定によらず活動することができます。ただし、1週間の活動時間の上限を16時間程度とします。
  - ・上位大会（県大会以上）に出場した部活動は、校長の承認により規定によらず活動することができます。
  - ・朝練習については、校長の承認により年2回の大会（学総・新人戦）及びコンクールにおいてその開催日の前2週間に限り、規定によらず活動することができます。平日に行う場合は、1週間に1日以上以上の休養日を設けます。

### 移動する際の自転車乗車時のヘルメット着用について

道路交通法が一部改正（令和5年4月1日施行）されたことに伴い、全ての自転車利用者を対象として、自転車ヘルメットの着用を努力義務化されました。安全のため、試合等で自転車を利用する場合は、ヘルメットを着用して移動します。

## 土曜・日曜・長期休業日の練習について

- 1 活動時間は、生徒の健康状態などを考え、土曜日又は日曜日のどちらかを休養日とします。ただし、大会などで連続した活動になる場合は、月～金曜日の中で休養日を設け調整します。
- 2 校舎内で活動する部活動を除き、生徒は校舎内に入れません。
- 3 校舎は常に施錠し、鍵の開け閉めは常に顧問が行います。
- 4 登下校の服装は、体育着・ジャージ・ユニフォーム・各部活動で指定されたウィンドブレーカーとします。
- 5 水分補給は、顧問の判断で計画的・積極的に行わせます。中身については運動にふさわしいものとします。容器にペットボトルを使用する際には、必ずカバーを付けてください。
- 6 長期休業中の活動は、土曜・日曜日の練習に準じますが、学校閉庁日（お盆・正月）付近に連続した1週間程度の休養日を設けます。

## 部活動費の集金について

部活動は任意参加であるため、生徒会費から分配される部活動費はありません。そのため、朝霞市からのクラブ活動費と必要に応じて各部で集金する部活動費での運営になります。詳しくは、部活動顧問まで確認をお願いします。